

第五回参議院労働委員会會議録第八号

昭和二十四年四月二十七日(水曜日)午前十時三十三分開会

本日の會議に付した事件

○失業保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○職業安定法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○緊急失業対策法案(内閣送付)

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。この政府提案にかかります失業対策に関する三法案並びに一昨日提案されました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、これらに対しては総合的な質問を続行いたすのでありますが、それに先立ちまして、一昨日提案になりましたが、労働大臣より昨日提案理由の説明があり、一部を改正する法律案の逐條説明をして頂きまして、その後、只今お見えになつておる稲垣商工大臣から、総合的質問に対する御回答をお願いすることにいたします。実は寺本政府委員がアメリカに参つておられますので、本日は池邊労働補償課長を説明員として、逐條説明をお願いすることにいたします。

○説明員(池邊道隆君) 今回労働者災害補償保険法の一部を改正することにつきまして、前に労働大臣から提案理由の説明があり、詳細申上げたと思

いますが、尚逐條につきまして簡単に

御説明申上げたいと思ひます。

先ず第三條関係でございますが、従来船舶につきましては、一部は船員保険法並びに船員法が適用されておりましたので、他の一部分につきましては、基準法が適用されておつたのであります。これはどういふ点かと申しますと、従来三十トン未満の漁船及び五十トン未満の船舶、かような小さい船舶につきましては、船員保険法も或いは船員法も適用されず、基準法のみが適用された。ところが二十三年度の我々の経験から申しますと、漁船につきましては、しばしば災害が発生いたしました。この場合に事業主が基準法で定められたところの災害補償の義務を完遂することができないというふうな事例をしばしば見たのであります。そういう意味から、どうしてもこういうものを労災保険法の強制適用事業に入れまして、それらの漁業者或いは五十トン未満の船舶につきまして、災害補償を簡易ならしめるためにこの法律を適用するというふうな工合に考えましたわけでありまして、それから第三項の点でございますが、従来國の直営事業とか、或いは同居の親屬の者を使用する者、或いは船員というものについてはこの法律から適用を除外しておりましたのであります。この規定を尙明確にするために、「前二項の規定にかかわらず」というところを挿入いたしました。面が第三條の改正の要点でございます。それから第十八條でございますが、この保険

は大体事業の開始前に保険料を大雑把に納めて頂く、これを我々が概算保険料と言つております。それから事業が終つたり、或いは継続事業におきましては、年度末におきましては、実際にその年度で使用したところの労働者に拂つた賃金、或いは又その事業に使つた労働者に支拂つた賃金総額によつて保険料を精算しておつたのであります。が、そういうものにつきまして、十八條の旧法によりまして、二十八條又は二十九條となつておりますが、二十八條は概算保険料であります。二十九條は途中で賃金が上つたような場合に、その上つた部分を取つたという規定でございます。これを変更保険料、こう言つております。こういうものにつきまして、その保険料の納付を怠つたような場合に、これに対しては給付の制限をするという規定であつたのであります。今、今回概算も精算も、或いは変更も、全部に対しては、保険料の納入を怠つたものに給付制限をしようというので、十八條の規定を一部改正いたしました次第であります。

二十五條でございますが、従来保険料を取つた場合におきまして、労務の対価として支拂う一切の賃金を対象としたしまして保険料を取つており、ただその中で三ヶ月を超える期間毎に支拂われるようなボーナス、こういうものは除くことになつておつたのであります。が、実際の運営の上におきまして、三ヶ月を超える期間ごとに支拂われるボーナスというものを除くことは、事

務的にも非常に煩瑣でありますし、又一面こういうような規定を置くことによりまして、使用者の賃金の負担におけるアンバランス、つまり大きな事業主と小さな事業主との間のアンバランスが起りますので、今回そういうものを取りまして、一切の賃金総額、労働の対価として拂う一切の賃金に対して保険料を取つて、こういうことに改めたのであります。

それから二十八條でございます。これは従来は保険料を取る場合は使用者から報告をして頂くことになつておつたのですが、その報告の義務は従来は省令で規定しましたものを、今度は法律の上に明記いたしました点でございます。それと今一つ重要な事柄は、どうしても報告を出さないような場合には、我々としても保険料を取る場合にこれまでの経験によりまして、非常な支障がございましたので、今回どうしても報告の出されないような使用者に対しては、政府において認定決定するといふような規定を設けたわけでございます。それが第二十八條の改正の要点でございます。

次に二十九條でございますが、これは今までの規定によりまして、「賃金総額の見込額に変更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴収することができる」といふようなことがありまして、変更を生じたとき或いは必要がある場合といふようなことで、甚だ不明確な言葉で現されておりましたものを、今回これを二割以上の賃金に変更を生じたときには差額を取るといふようにはつきりいたしましたこと、それから「必要がある場合」ということを、二十九條の二の規定を設けて、政府が保険料率の引上げを行つたときには政府の必要がある場合だといふことをはつきりとした次第でございます。

次に三十條でございますが、これは事業が終つたり或いは継続的な事業におきましては保険年度、つまり一年の終りに精算する規定でございます。この場合にも従来は規定では報告義務が明記されていなかったものでございまして、それをはつきりいたしましたことと、二十八條と同じように、どうしてもその報告を出さないような使用者に対しては、政府において認定決定する規定を設けたというのが改正の要点でございます。

それから三十條の二であります。これは認定決定したような場合に尙且つ保険料を怠つたような場合、そういうふうな使用者に対しては、懲罰的な意味と申しますか、或いは他の被保険者利益を侵害するといふようなことにもなりますので、そういう場合においては百分の十の追徴金を取るという規定を新たに設けたことでございます。

それから三十一條は、單なる今までの滞納といふことが会計法上の滞納と紛れやすいので、納付しない者というように、つまり納付期限が法律で明記されておりますので、会計法上の滞納といふものと間違わないように「納付

滞り」を挿入いたしました。

以上が、今回の法律案の逐條説明でございます。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○委員長(山田節男君) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○稲垣商工大臣(稲垣清君) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○寺本政府委員(寺本武吉君) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○池邊道隆君(説明員) 御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

○山田節男君(委員長) 池邊君の説明は、大體よく聞かれました。御質問があれば、どうぞお尋ね願ひいたします。

「しない」というように字句を改めた点でございます。

次に三十二條でございますが、従来は延滞金が一日について四銭というふうな非常な低額であつたので、今回他の社会保険或いは税法に倣ひまして、一日について二十銭というふうな割合に変えるという点でございます。

それから三十三條でございますが、従来の規定では保険料の先取特権の順位というものは「市町村その他これに準ずべきもの」と規定されておつたのでございますが、これは地方自治法によりまして、「その他これに準ずべきもの」というものがもう現実にはございませぬので、こういう不用の規定を取るといふことにいたしましたような次第であります。

それから三十五條の二は、更正決定を二十八條とか或いは三十條で規定したので、事業主の権利の保護の規定というふうな意味で、そういう更正決定に対して不服のある者が都道府県労働基準局長にその審査の請求をし得る途を設けましたということ、更に又三十七條におきまして、都道府県労働基準局長の審査請求に対しまして、その決定した事項に対して異議のある者については労働大臣にこの不服を訴願する途を開いたわけでありませぬ。

それから三十六條の規定で、「若しくは吏員」ということが従来の規定に入つておつたわけでありませぬが、現在のこの保険法は労働基準局関係官署で司掌されておりますので、「若しくは吏員」というような字句が必要になつたわけでありませぬ。それで削除いたしました。

三十七條は、先程申上げました通り

主務大臣に対する訴願の規定を設けたことでございます。

それから三十八條でございますが、従来規定が主務大臣ということになつておりましたので、それを都道府県労働基準局長と改めたわけでございます。つまり一々保険審査機関の委員を選ぶのに労働大臣がやつておつたのは、事務を簡素化する意味にはならぬ、こういうので都道府県労働基準局長にそういうふうな委員の任命権を興えた、こういうことでございます。

四十八條は同様に「又は吏員」というものを削除いたしました。

それから五十一條でございますが、これは官吏の秘密漏洩に対する罰則規定でございますが、今回國家公務員法の百九條の十三号に官吏の秘密漏洩に對しますところの規定が設けられておりますので、更にここで同じような條文を規定することも必要ではなからうというので削除いたしました点でございます。

五十二條は、事業主に対する罰則の規定、それから五十三條は労働省とかその他この方面に関係のある者に対する罰則の規定でございますが、そういうものを五倍或いは六倍上げる。これはこの法律の制定しました当時とは大分経済情勢も違つておりますので、これに應じて引上げる点でございます。

以上が大体この法律に対する改正の要点でございます。簡単でございますが、この程度にいたして置きます。

えになつておりますので、稲垣商工大臣に御質問の方は御質問を願います。

○門屋盛一君 商工大臣忙しむところ恐縮ですが、この緊急失業対策法案が、出で以來労働大臣、経済安定本部長官あたりの御説明を伺つておるのであります。私の一々心配いたしましたおるやうに、この失業対策、言葉を変えて言へば産業建設対策というものがどうしてもやはりはつきりしておらない。この点がどうも非常に不明であります。殊に昨日失業対策の問題で安本長官に質問した場合には、これは今度内閣にできたところの失業対策審議会とかその他の委員会、北海道の開拓委員会等も考えられるが、そういう委員会極めて権威あることをやつて行くのだという御答弁があつたのですが、今日別の委員会で官房長官に質しますと、あれはほんの茶飲み話をやる程度のものである、こういうふうなことで、どこにこの内閣は失業対策、即ち言葉を変えて言へば我が國の産業建設対策というものがあるかということ

が不明でありますので、遂に商工大臣に御出席を願つたという経緯になつておるのであります。そこで極めて簡単に伺つて置きたいことは爲替レートの決定によつて、現状においてペイする事業の種類と、ペイしない事業の種類、業種別、それを御面倒でしようが、やつて行けるものと、経営困難になるものと、今日詳しく御説明願えれば結構であります。御都合が悪かつたら後で何か又の機会に政府委員からでも御説明を願いたいと思つて、私は爲替レートの決定といたつて、企業が合理化に對して腹を割つてメスを一本加えたことになつておる。これは是非やる必要がある。その結果困難な事業から一時的にどのくらいの失業者が出る見込みか、出ること

を予想されておるか。これに對する對策をお立てになつておるので、どうしても潜在失業者というものが沢山あつて、それが企業の合理化によつてこの

潜在失業者が比較的速やかに、露出し

て来るのではないかと考へて持つておるのですが、これに對して商工大臣が企業合理化、企業整備関係に最も関係の深い大臣でありますから、次の点を一々挙げて御答弁願いたいのであります。

企業の合理化によつて、いわゆる潜在失業者が極めて速やかな時期に露出して来るのではないかと。若しそうとすると、その人員はどれくらいに見られるか。それからいわゆる企業整備によつては如何なる業種が整備されるのであるか。それからそれが大体地域のどの方面に、その業種と発生の時期はいつであるか、總括した人員はどれくらい一時的に失業する人員があるかということ。それからその次に、吸収される事業、一應企業整備で整備されたものがどういふ方面の事業に吸収される見込みであるか、これは臨時的なもの、基本産業面に分けてお答え願いたい。それからもう一つ伺つて置きたいことは爲替レートの決定によつて、現状においてペイする事業の種類と、ペイしない事業の種類、業種別、それを御面倒でしようが、やつて行けるものと、経営困難になるものと、今日詳しく御説明願えれば結構であります。御都合が悪かつたら後で何か又の機会に政府委員からでも御説明を願いたいと思つて、私は爲替レートの決定といたつて、企業が合理化に對して腹を割つてメスを一本加えたことになつておる。これは是非やる必要がある。その結果困難な事業から一時的にどのくらいの失業者が出る見込みか、出ること

を予想されておるか。これに對する對策をお立てになつておるので、どうしても潜在失業者というものが沢山あつて、それが企業の合理化によつてこの

潜在失業者が比較的速やかに、露出し

て来るのではないかと考へて持つておるのですが、これに對して商工大臣が企業合理化、企業整備関係に最も関係の深い大臣でありますから、次の点を一々挙げて御答弁願いたいのであります。

策はどうかということでありませぬ。

以上述べましたようなことで、この労働問題に對して、非常にこの経済面の研究、連絡が労働省の今のスタッフでは困難のように思つておる。昨日からいろいろやつておるのであります。労働大臣は現在のスタッフで十分である。十分できているというので、このように関係大臣に出て頂かなければならないというふうになつたのですから、甚だ御迷惑でございますが、一つ御答弁願いたい。

○國務大臣(稲垣平太郎君) 今お尋ねの件ですが、実は大変面白い話ですが、一々全部覚えていませんが、ただ一体どれくらい失業者が出るかという問題であります。これは非常に困難な問題であると思つておる。これはまあ考え方によつては又想定されておる。まあ百六十万、百七十万というものが出る或いは又私共の考え方によつては、これより少ないことも想定されるし、多いことも想定される。例へば商工省で仮に三百三十圓のレートの場合に輸出産業が一体どうなるか、こういうレートをちよんぎられる。こういうことを考へて、これはただ数字的な話で、数字的に輸出が不可能になる。こういう業種のものではこれはもう仕事を止めるのだと、こういう建前から考へます。という、この製糸業と造船業を延べて大体二十六万ばかりの人がこれは仕事ができなくなる。こういう想定が立つのであります。併しこれは本當に数字の上の問題で、或る意味において数字の上の弄びであつて、實際問題としてこの人達がそれじやもう引

策はどうかということでありませぬ。

以上述べましたようなことで、この労働問題に對して、非常にこの経済面の研究、連絡が労働省の今のスタッフでは困難のように思つておる。昨日からいろいろやつておるのであります。労働大臣は現在のスタッフで十分である。十分できているというので、このように関係大臣に出て頂かなければならないというふうになつたのですから、甚だ御迷惑でございますが、一つ御答弁願いたい。

合わなくなつたら輸出を止めるという  
ことは無論なからうと思つてありま  
す。この人達も無論努力してそれこそ  
合理化によつて今度は輸出ができ得る  
建前に持つて来るだろ。今日又三百  
六十円になりましたので、そのうち二  
割くらいは尙数字の上から言つても生  
きて来るのはなからうか、こういう  
ことが考えられる。そういふ点から  
数字の上から言つて二割と言ふなら  
二十一、二万の人だけで済む、こうい  
うことも言えると思つてあります。  
そこで一休数字の上でどれだけ出るか  
ということについての私は見当は非常  
に困難であつて、合理化の面もありま  
す。それからしてその次に考えなければ  
ならぬことは仮に企業を整備する場  
合に退職者が出る。退職資金の手当が  
ないために、合理化がなかく、だから  
らになつてできない。それで実は合理  
化をするために、或る種の退職者を出  
さなければならぬという場合も、まあ  
本当の徹底した合理化ができないで  
らだに引張つて行かれる。そこで時  
期的に或る時期に何十万失業者が出る  
といつても、これを一口に何十万の失  
業者といふわけにいかないやうな時期  
的のずれも出て来る、こう思つてあ  
ります。一概に何十万出るといふ想  
定は非常に困難な問題であつて、  
一應の想定がまあ大体これである。と  
労働大臣が恐らくお答えになつたのだ  
らうと思つてあります。そういつ  
た想定を政府としては出して  
るのであります。これは一應の想定数字  
と私共は言わざるを得ないので、実  
際問題としてはこれだけ出るかどうか  
か。ただ一番ここで大きな問題は、さ  
つき多分門屋さんが御指摘なすつたと

思つてますが、潜在失業者が、一体こ  
のやり方によつて潜在が顕在になる度  
合がどうなるかといふことだと思つて  
であります。それで只今政府が何らか  
の対策を講ずるといふと、潜在の失業  
者が顕在にならない、そのまゝ有職  
者になつてしまふといふことになる  
と、一体潜在失業者がどれだけあつた  
のかといふような議論もこれも少々お  
かしな事になつてしまふのじやない  
か、こういふように私は考えますの  
で、従つて一應の想定は想定として、  
ここに出されておる今の数字で一應の  
対策を立てるといふより外は仕方がな  
いのであります。そこで商工省として  
は、然らば一体こういふ失業者をどう  
するつもりだ、こういふ御質問が出て  
来るだろと思つてあります。こ  
れは無論今日言われておりますが、こ  
ういふことでは輸出産業に片寄せ、  
こういふことではありますが、併しな  
ら輸出産業に片寄せると言いますけれ  
ども、輸出産業自体もこれが十分に資  
本の蓄積をするために、又十分の利潤  
を上げなければ今後伸びないと私は思  
うのであります。その意味の資本の  
蓄積をするために、或る程度こうい  
う輸出の仕事は、合理化をするための  
整理も必要である、これに吸収できる  
といふ議論は直ぐには成立たないと思  
うのであります。併しながらとにかく  
十分に資本の或る程度の蓄積がされ  
て、そうしてその産業が高利潤を得る  
といふことであれば、その方へ片寄せ  
得ると私は考えておるのであります。  
併し私自身として、商工省の立場とし  
て一番考えられることは、先ず第一に  
一つの方策をいたしましては、將來の

日本の産業樹立のためといふか、  
復興のためといふか、そういつた  
根本的の仕事に失業者を吸収するとい  
ふことを考えるべきである。そこで商  
工省の建前から申しますならば、例  
えば電源開発のごとき、或いは新炭鉱  
の開発のごとき、こういつた問題、  
或いは今後自由貿易になつた場合に必  
要と想定されますところの金山の再整  
備、こういつたような面へできるだけ  
失業者を吸収するといふ方策を立てて  
行きたいものだと思つてあります。  
それと同時に又一面においてこの一つ  
の統制の枠を外すことによつて、その  
仕事に失業者を吸収し得るといふ形に  
あるもの、言い換れば統制の枠を外  
しさえすれば、その失業者を出さない  
でも済むといふたようなものにつ  
て、できるだけさういふ趣旨に副うと  
ころの方策を講ずるといふことを考え  
なければならぬのではないか。そこ  
で商工省の立場をいたしましては、電  
源開発の復興五ヶ年計画を御承知の通  
り我々の方で立てておられます。大体こ  
れに必要なのは百五十万キロを出すた  
めには二千億の金を想定しておるので  
あります。さういつた面についても  
できるだけ例の見返勘定から電源開発  
の資金だけは一つ余計頂いて、今年度  
の分からずつと着手して行きたい。こ  
れはもう失業対策如何に拘わらず日本  
の産業の今後のあり方として、電源開  
発は必要だからこれの方に金を持つて  
行きたい。又金銀開発につきましても、  
あの勘定の中から幾らかでも頂戴  
して行きたいと、かように考えておる  
わけであり。このいわゆるさうい  
つた面への仕事を起すといふことは日  
本の再建のためであり、同時に失業

救済の目的になることさういふよう  
に考えておられますので、商工省として  
は、できるだけ、さういふ面に力を盡  
すことにはいたしたいと考へておるわけ  
であります。それで企業合理化の實現  
によつて生ずる失業者に対して、如  
何なる業種が、或いは地域と発生の時  
期、総括した人員と、さういふ御質問  
でございましたが、大体私がお答えし  
たところで、この点を一應御了承願  
いしたいと思つてあります。業種とい  
うことについては先程申し上げましたよ  
うに、例えば輸出産業について考へれ  
ば、先程の申し上げた、三百六十円で打  
切ると、これだけの失業者が出るとい  
うことを申し上げたわけであり。然  
らば三百六十円のレートの場合にどれ  
だけの産業が輸出可能であり、どれだ  
けの産業が輸出不可能であるといふこ  
とにつきましては、いすれ細かい数字  
を、後程細かい業種のリストを差上げ  
たいと思つてあります。大体これに  
入るところのものは、今のところでは  
造船とか或いは生糸、大きな面ではそ  
ういつたもの、それから雜貨類の中  
でも一部のゴム製品、皮革製品、陶磁  
器、さういつた面が入ると思つてあ  
ります。

○門屋盛一君 レートの方も後どう  
ぞ。  
○委員長(山田節男君) レートの方  
は、後で大体表にして差上げます。大  
体以上を以て……尙御質問がありまし  
たら……  
○門屋盛一君 ただ簡単に潜在失業と  
いふことを大きづつばに質問したもの  
から、この点十分でなかつたが、私  
の心配しておるのは、中小商工業の保  
護のあり方でありまして、この潜在失  
業者の中には、いわゆる担ぎ屋さんと  
いう、あつちこつ少しづつ仕入れた  
ものを賣ることによつて生活をやつて  
おるような、これも一つの、今の國勢  
調査の面では、何か商賣の中に入つて  
おると思ひます。それから露店商なん  
かもあるのですが、おい／＼と経済が  
自由経済の方向に向つて行きますか  
ら、大資本の方へ吸収されるというこ  
とが一つと、それから又さうでなくて  
も、物を買つた方には纏つたデパートな  
んかで買つた方が買ひ易いといふこと  
になるのであります。今戦災者なり引  
揚者なんか主になつてやつておると  
ころの露店商がおい／＼やつて行けな  
くなる。そこへ今度一番問題になるの  
は、行政整理でやはり三十万なり、四  
十万なりの官吏が市場にはみ出て來る  
わけです。これは一時的にやはり官廳  
では、三十万、四十万の或る部分を負  
担することになるだろ、それから  
あとの人、何かさういふ仕事を始め  
ようといふことで、中小商工業方面に  
非常な不安が起りやせんか。これに対  
してやはり相當の商工大臣として注意  
を喚起して頂きたいといふことを附け  
加えてお願いして置きたいと思ひま  
す。  
○國務大臣(稻垣平太郎君) これはも  
う私、一番中小工業の問題が大きい  
な……今の將來の電源開発なり何なり  
の仕事を起して行くことと並行的にこ  
れを收容させるために中小商工業対策  
が起ると思つておるのであります。そ  
れで今のお話の通りに、一体日本の製  
品のコストを下げると、日本の自立経  
済をやつて行くといふ場合には、どう  
してもこの集中化ということが取り行  
われなければならぬことは、これも

う止むを得ないことだと存じておるの  
であります。その集中化の過程にお  
て、できるだけ中小工業の特異性を生  
かすということと、そうして中小工業  
の下におけるところの仕事の分野をで  
きるだけ育てて行くということに對し  
て種々なる方策を立てるのでありま  
す。ただこの面から出るところの失業  
者についても、相当数に上るだろうと  
いうことが予定されておりますので、  
それに対する事柄につきましても、先  
程申上げましたことと併せて十分考慮  
してやつて行きたい。かように考へて  
おります。

○委員長(山田節男君) 稲垣商工大臣  
に外に御質問ございませんか。それ  
はないようでございますから、大臣に  
對する質疑をこれで打ち切ります。

○門屋盛一君 大臣というのは、商工  
大臣のことですか。

○委員長(山田節男君) 商工大臣に對  
して。尚お諮りいたしますが、本日午  
後再開することに御異議はございま  
せんか。

○門屋盛一君 安本長官は暫く準備期  
間を置いて呉れというお話であつた  
が、そうするとどうしますか。

○委員長(山田節男君) 数日間置いて  
呉れという話でした。

○門屋盛一君 数日間置いて呉れ  
れば、午後一時半から続行することに  
いたしたい。

○門屋盛一君 何をやりませうか。  
○委員長(山田節男君) 逐條審議に入  
ります。

○門屋盛一君 昨日御出席がなかつた

ようですが、原委員と私の要望は、速  
記の済んだ後であつたかも知れませ  
んが、國務大臣に對する總括質問の終  
らないときには、逐條審議には入ら  
ないことを当初から申し合せてお  
るから、逐條審議に入りたかつたら、安  
本長官からこちらの要望のものを一  
日も早く出して貰いたい、安本長官が  
出たがなかつたら、逐條審議に入つて  
来ない。これは最初からの申し合せで  
しよう。

○委員長(山田節男君) どうでしよ  
う。今の門屋委員の御意見があります  
が、例えば職業安定法の一部改正法案  
は可なり技術的のものが多く、  
ですから今の總括的質問と並行して、  
こういう例えば職業安定法案の技術的  
の問題ですね。こういうものを……

○門屋盛一君 昨日安本長官の方に、  
私の方はこれをいつまでも待つけれ  
ども、それが遅れば遅れるだけ審議  
が遅れるということをはつきり青木國  
務大臣に言つてあります。それを國務  
大臣が承知して、一週間待つて呉れと  
言つたから、我々はこれを早急に通す  
必要はないと認めていいと思つて、  
一應この審議方針を立てて、逐條審  
議、逐條説明も聴かない前に、國務大  
臣のあれを聞くというくらいに重要  
に考へておる。その國務大臣に對する  
質疑も終らないのに、逐條審議に入る  
という事は、私は委員長の審議計画  
として面白くないということも当初か  
ら私は申上げておる。

○委員長(山田節男君) 如何でしよ  
う。今門屋委員からの御意見もありま  
すが、總括的な質問が終るまで逐條審  
議に入らない、こういう御意見です  
か。

○門屋盛一君 今日欠席になつてい  
るが、これは原委員も昨日主張されて  
おつた。私は当初から言つておる。  
○委員長(山田節男君) 私はそれは採  
決で決めておりませんがね。  
○門屋盛一君 採決で決めなければ申  
合せができないというならば、第一こ  
の委員会は定足数に達していない。そ  
こまで委員長が法規を楯に取られるな  
ら、それで運営なさつてもいいでしよ  
う。本案に重きを置いたならば、それ  
についての國務大臣に對する質疑應  
答は安本長官にそれだけ計画がな  
い。  
○委員長(山田節男君) 速記を止め  
て。  
○門屋盛一君 速記は残して置いて下  
さい。杜撰なる計画の下にやるから  
いけない。私は決して無理な要求を  
するのではない。これは國會のみの責任  
ではなくして、政府は出すべき資料は  
ほとんど出すべき責任がある。質疑によ  
つて了解すれば三十分でも通過させる  
方法はある。  
○委員長(山田節男君) 門屋委員の國  
務大臣の回答は青木安本長官と、それ  
から……  
○門屋盛一君 青木安本長官の答を聞  
いて、それが納得できればいいけれど  
も、すでに問題になつておるところの  
失業対策は杜撰であるというのが我々  
の突いておるところです。昨日中野委  
員からも同様の意味で杜撰であるとい  
う観点を突いて突かれておる。それに  
對する完全なる答が安本長官からも  
労働大臣からもない。昨日安本長官の  
答えのうち重大な喰違ひができてお  
ることは、私は労働失業対策審議會と

いふものを設けてやるという答へが  
あつたから、私は、それは民自党の不  
平をなだめる委員會で、何ら權威のな  
いものだろうと言つたら、そういうも  
のではない、資金の關係で給料こそ出  
していかないけれども、權威のあるも  
のだと言われた。而も運営委員會では、  
官房長官は、そういう正式のものでは  
ありませんと言ふ。だから結局は國會  
議員は第三十九條で就任できない。安  
本長官の答への結果、それで納得で  
きればいい、納得できなければ更に總  
理の出席を要求する。そうして納得を  
得た上でなければ審議に入らないとい  
うことを昨日から言つておる。それを  
採決を取つて申合せていないから審議  
を続けて委員長の権限で逐條審議に入  
らうというなら御隨意です。

○委員長(山田節男君) 技術的な部面  
がある……  
○門屋盛一君 技術的なことはあとで  
すよ。これだけの何百万という失業者  
が果して食つて行けるような政策を持  
つていのか、いないのか、内閣の方  
針から見極めず、この委員會が逐條  
審議に入るといふような、そんな不  
識なことはできないと私は思つて  
技術的にそうむずかしいです。  
それさへはつきりすれば……。行詰つ  
ているのは失業対策で行詰つておる。  
何ら我々の納得できるような答弁は  
一つもない。商工大臣も今の通りで  
あれ以上突いたつて何も出て来ない。  
それ程現内閣は労働問題、失業問題に  
は関心が無いのだ。そうしてこんな緊  
急失業対策というやうな訳の分らな  
い、労働大臣に権限があるのか、安本  
長官に権限があるのか、訳の分らない  
立法で來ている。技術的に審議をい

くることは一日でも済む。私は大きい  
政府の所信を質すのです。  
○委員長(山田節男君) そうするとど  
うでしよう、今の門屋委員の御意見に  
よると、今の質問に對する大臣から  
の責任ある具体的な回答が済むまで  
は……  
○門屋盛一君 昨日は安本長官に念を  
押し、我々の方は待つて呉れと言わ  
れれば一週間でも待つておる。併しそ  
れだけ遅れますよ。國務大臣に對する  
質疑應答が終らないうちは、逐條審議  
に入らないという申合せて審議に入  
つておる。私は決まつた通りに早く政  
府の方が運んで來ればよいと思う。  
○委員長(山田節男君) 数日間待つて  
呉れという青木安本長官の……  
○門屋盛一君 数日間が十日間でも  
よい。政府の都合で資料がきかなか  
つたら……。ただ私は今後の審議には入  
らないだけだ。  
○委員長(山田節男君) 中野委員御意  
見ありますか。  
○中野重治君 私は大体において門屋  
委員の意見に賛成です。というのは、  
問題は新しい法案を議するため、基  
礎がない、必要なものが出ていない  
ということですね。ですから今までの質  
問と答への有様を見ますと、委員  
會に出た法案を審議すべき土台に關  
する質問に對して答へが出ていない。或  
いは答へを出す誠意があるかどうか  
曖昧であるという状態であるわけ  
です。ですから出た答へが正しいか、正  
しくないかという判断はともかくとし  
て、とにかく政府が誠意を以て土台を  
出さなければ、土台が出なければい  
くつて見たところではしようがないわけ  
ですから、だから問題によつて小さな

ことを併行してやることを飽くまでも拒否しなければならぬというものはないけれども、併しとにかく土台を出すと、併しこれが肝腎ですから、そういう点では政府側が政治的な意味で責任ある答弁をして貰わなければならぬ。若しそれができないとすれば、それは政府側自身が問題を眞剣に提出して、いらないのだというのを自ら告白するものと、こう断ぜざるを得ないわけだ。

○門屋盛一君 その通りなんだ。大体實際上労働問題なんか余り重い問題に考えていないのだ、この内閣は。

○委員(山田節男君) どうでしょう。只今の門屋委員並びに中野委員の意見を総合しますと、この根本的対策の説明が我々に納得の行くまではそれ以上の細部の質疑に入ることは暫時中止する、こういうことになりませんか。

○門屋盛一君 それは今日起きた問題ではない。この本案の審議に入るに先立つての申合せの折に、委員長は非常にこの逐條説明、逐條審議をお急ぎになるが、私は逐條説明、逐條審議に入る前に、先ず國務大臣に対する質疑、應答を先にすべし、それが終らない先には逐條審議に入らないということ、を当初主張した。その主張によつて今日まで國務大臣に対する質疑を流れておる。その國務大臣に対する質疑の続いておる間に、昨日安本長官が、これは数日間待つて呉れと言つておる。その数日間後に安本長官に提出された資料によつて答弁を聞いたところで、納得ができればよいが、納得ができないときには、更に總理大臣の出席を求めるといふ私から発言があつて、そういうふうな最初から順序よく審議が進ん

でおる。今こういうことを改めて決めるまでも、昨日から決まつた通りにやればよいので、この法律を出す基礎が、政府の考え方がつきりしてないのだから、それをはつきりした上でそれをどうしように了承するか、しないか、それ以上の説明ができないというなら、それはその程度了承に、それからこの技術的のことに入るといふことになるが、順序として安本長官が出すという答を待たなければならぬ。安本長官の答えて納得できなければ總理大臣の出席を求めるといふことは大体予告してあるのですからね。

○中野重治君 私が申して置きたいことは、國務大臣が出て来てちやんと答えないければ、私は逐條審議に入ることを拒否するということではない。逐條審議に入るべきでない。政府側は我々がまじめに審議に入ることを妨げておる。(そうだと、その通りだ。)と呼ぶ者あり)その責任は政府側にある。このことをはつきりさして頂きたいと思ふ。そうでない、今までの答を聞いておきますと、或いは失業対策とか、緊急失業対策とか、いろ／＼言うけれどもそれは首を切る、或いは民間企業と爲替レートの問題で幾らか首切りが早くなるだろうと、こういうことが失業対策であつて、この首を切られた人間をどうするかという問題は失業対策でないかのごとき形であるわけだ。そういう状態では審議に入ることができない。繰返して言いますが、今までの委員会における政府側の答弁によれば、我々が具体的問題に入ることを政府側が妨げておる。こういうこととです。我々が駄々をこねて拒否して

いるのじやないのです。

○門屋盛一君 今委員長が改めてお諮りになることはどうかと思ひます。

決つた方針でこつちは熱心に一日も休まずに出て来るのだけれども、政府の方でどうしても待つて呉れということになれば、私の意見を言えと言えは、安本長官の答弁を督促して貰いたい、それでなければ審議を促進するわけに行かない。

○委員(山田節男君) それでは今の門屋委員、中野委員からの御意見にございませうと、本委員会の申し合せに従つて青木安本長官の具体的な回答があるまで、暫時この労働委員会を……回答があり次第開くということにして……。

○門屋盛一君 外のものがあればやつていいのじやないか。

○委員(山田節男君) 外にありません。

○門屋盛一君 それから又労働省の方も大急ぎにやつて頂きたい。一つの労働省という日本に単科大学みたいな単独省があるならば考えられるけれども、内閣連帯の責任だからね。これくらい連絡不備なことはないですよ。労働大臣は連絡は十分だと言ふけれども。

○政府委員(宿谷榮一君) 今問題になつております安本の方からの資料を労働省からも極力早く出して貰うよう懇願いたします。これは法案を早くおあげを願いたいから私の方も十分連絡しますから、それでちよつとお願ひしたいのは、今緊急失業対策法が一番問題になつておるわけで、その外失業保険とか、そういうものは如何でしょう。先に御審議願へれば、職業安定関係と

か、労災関係とか、一番問題になつて

いる職業安定法案だけは残して、後保

險の分やなんか早くやつて頂く方が、

これから発生して来る労働者のために

も直ぐ役立つて参りますから、御審議

を一つ特にお願ひしたいと思ふので

す。

○委員(山田節男君) ですから、今

一番問題になつておるのは緊急失業対

策法ですね。これに対する政府の納得

の行く説明がないからこういうことになつておる。それを一つ労働省からも

昨日青木安本長官が約束された期限内

に……。

○門屋盛一君 政務次官の言われることは一部は承知できるのですが、我々

はこの内閣の労働政策なるものが一つ

の案として上程されたのは本国会これ

が初めてなんです。このすべて政府か

ら出さるる労働問題に対する案を審議

する前に、政府が労働者に対してどう

いう考えを持つておるかということ

を總括的に質すのが總括質問なんです。

この緊急失業対策だけの總括質問とい

ふふうには我々は限つていないわけなん

です。限つていないわけなんです、

それは後で理事会でも開いて別に研究

して下さい。

○委員(山田節男君) 尙只今政府委

員からも御希望がありました労災法の

一部改正もありましたし、本委員会の初

めからの申合せを尊重いたしましたし、

成るべく早く提出して頂き、尙又他の

法案については準備のでき次第……。

○門屋盛一君 政府委員の方に予告し

て置きますけれども、本国会中におけ

たいという希望を持つておられるとい

うことも仄聞しておるところ、労働

三法がまだ本日まで正式提案がないの

はどうかというわけですか。

○政府委員(宿谷榮一君) これは昨日

内閣から離れまして、漸く向うへ行つ

ております。これもいろ／＼の手段を

盡して急いでおりますが、まだ一兩日はかかるのじやないかと思つておるのです。昨日漸く總理大臣の決裁を得ました。

○門屋盛一君 この国会が五月十六日

までというは政府は御承知なんです。

我々は労働大臣から内示を受けた

のは二十三日、今まで國內的の政府の

責任で引つかつておつた、審議に入

るに先立つて三、四、五、六、七と五

日間政府自身がサボつておつたとい

うことに解釈して置きますよ。

○政府委員(宿谷榮一君) その点につ

きまして、結果としては今日になつて

いますけれども、内閣から手離れにな

るまでにはまだ技術的に細かい点で向

うとの折衝の点がありますから、そう

いう点であつたら少し遅れて……。

○門屋盛一君 いずれにしても政府の

怠慢で提案が遅れたということに結論

としてはなるわけだ。国会はこの案の

説明を聞いて慎重なる審議を要するの

だから、それを予めお含み置き願ひた

い。

○村屋重雄君 昨日安本長官に対する

門屋委員の質問の要点を今少し記憶

がはつきりしていませんが、政府側の

今後の行政整理、企業整備又現れてい

ない潜在失業者の数とか、そういうもの

について總括的に明確じやないのです。

それに対する対策も非常に不明確

なんです。その点を明確に御答弁願

へるよう委員長なり、今日おられる方

がよく御立をして今度御答弁願わん

ど、非常に誠意を欠いておりますか

ら。

五

ら、その点……。

○政府委員(宿谷榮一君) 今の御要望に対して私の方は印刷にいたしましたし、数字的なものはお配りいたすようにいたします。

○中野重治君 今までの問答の結果こんなふうになつておるように思います。首を切るのはどこかで切る、首を切られていよ／＼問題になつたら労働省が対策を扱う。今政務次官自身も数字を印刷にして我々に配つて下さるといふわけなんです。一日も早く配つて頂かなければならぬ。なぜ今日まで配られていないのか。政府部内に首を切るところと、面倒になつたから安定所やなんかを中心にして労働省が仕事をやる、後始末をやる、こういうセクションができていて、省と省の間にセクションナリズムがある。それが濃いか薄いかは別として、こう受取られるわけです。ですから我々としては政府全体としてこういうものを上から抑えて全体の網をしぼるようにしてしぼつて頂いて、労働省がよ／＼掛け合うなりして数字を早く出して、我々にもつと早く出して貰わなくちゃならぬ。これからいろいろ問題になつた結果数字が出て来る、これは幾ら遅くとも我々出て来る方がいいのですけれども、そういうことを労働省なら労働省側がイニシアチブを発揮してやつて貰わなきゃならぬ。そうしないと、そういうセクションナリズムが残れば残る程犠牲を受けるのは首切られる人達です。犠牲は首切られた人達を中心にして半径が大きくなつて拡がるのですから、その点はずきり願いたい。

○委員長(山田節男君) 承知いたしました。外に御意見もないようでありま

すから、本日の労働委員会はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 山田 節男君

理事 一松 政二君  
平野善治郎君

委員 村尾 重雄君  
門屋 盛一君  
竹下 豊次君  
田村 文吉君  
中野 重治君

國務大臣 商工大臣 稻垣平太郎君

政府委員 労働政務次官 宿谷 榮一君

労働事務官(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

説明員 労働事務官(労働基準局労働保険課長) 池邊 道隆君